

本人・親族申立における「審判請求費用」の助成を申請される方へ

令和4年9月1日

札幌市保健福祉局

1 審判請求費用の助成

(1) 概要

家庭裁判所に後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求をされた方で、収入や資産等の状況から申立費用を負担することが困難と認められる方に対し、令和3年7月1日より助成を行います。ただし、札幌市以外の市町村又は団体から助成を受けられる場合は、対象となりません。

※令和3年4月1日以降に行われた後見等開始の審判請求より対象となります。

(2) 助成対象者

申立人である本人又は親族が負担する費用の全部又は一部について、申立人及び本人の双方（本人による審判請求の場合は、本人のみ。）が次の基準に該当し、かつ本人が札幌市内に居住している場合に対象となります。なお、申請できるのは申立人です。

- 1 生活保護を受給している方
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている方
- 3 資産・収入等の状況から、第1号に準じると認められる方（※）

※「第1号に準じると認められる方」は、下記のいずれかに該当する方となります。

(1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(2) 家庭裁判所の審判日において、下記ア～オのすべてを満たす者

ア 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

オ 市町村民税非課税世帯であること。

その他、本人の福祉を図るために特別の事情があると高齢保健福祉部長または障がい保健福祉部長が認める場合。

(3) 助成対象経費

助成の対象となる経費は次のとおりです。

- ア 申立手数料
- イ 登記手数料
- ウ 郵便切手代
- エ 診断書料
- オ 鑑定料
- カ 戸籍謄本など申立書の添付書類の取得費用

※助成申請のために必要となる書類の取得費用や交通費は対象となりません。

(4) 申請期間

申請期間は、審判が確定した日の翌日から起算して 90 日以内です。

(5) 審判請求費用助成の申請に必要な書類

※郵便切手代の申請を行わない場合は④の提出は不要です。

	提出書類	生活保護受給者	中国残留邦人等 支援給付受給者	生活保護に準ず る方
①	申請書（様式 3）	○	○	○
②	後見等開始の審判書謄本の写し	○	○	○
③	登記事項証明書の写し（審判確定日を 確認できる資料）	○	○	○
④	審判後に裁判所から送付される未使用切 手の返還書等（使用した切手額を確認 できる資料）	○	○	○
⑤	振込口座届出書 ※本人（審判対象者）の口座情報を記 載してください	○	○	○
⑥	生活保護受給証明書（後見開始の審 判確定日時点での受給を確認できるも の）※後見開始の審判確定日以降に取 得してください	○	×	×
⑦	本人確認証の写し	×	○	×
⑧	世帯全員の収入額が判る書類(源泉徴 収票、年金振込通知書、年金生活者支 援給付金振込通知書、確定申告書等) の写し	×	×	○

⑨	世帯全員の預金通帳、貯金通帳の表表紙及び後見開始の審判確定日時点を含む直近1年間の出入金が確認できる箇所の写し	×	×	○
⑩	世帯全員の所得証明書又は市民税等課税証明書（非課税であることが確認できるもの）の写し	×	×	○
⑪	住民票の写し（世帯員全員の記載があり、後見開始の審判確定日以降に発行されたもの）	×	×	○
⑫	資産・収入状況等申告書、資産・収入状況等申告に関する調査等の同意書	×	×	○

※上記の他、個別の状況によって、判断に必要な書類の追加提出を求める場合があります。

2 申請先

審判請求費用の助成を申請される際は、下記の申請先へ郵送又は持参にてご提出ください。

申請先
社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 自立支援課 成年後見推進係 〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター3階 TEL 011-624-7268 FAX 011-624-6904

3 この事業全体に関する問い合わせ先

問い合わせ先
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階 被後見人等が65歳以上の場合 介護保険課 TEL 011-211-2547 被後見人等が65歳未満の場合 障がい福祉課 TEL 011-211-2936